

◆◆◆目次◆◆◆

1. 「女性の活躍推進トップセミナー」の開催について
2. 「モノづくり現場カイゼン力強化研修会（発展講座）」参加者募集について
3. 「総合労働相談所」、「労働紛争解決センター」のご利用について
4. 中皮腫や肺がんなどの石綿による疾病の補償・救済について

★★

1. 「女性の活躍推進トップセミナー」の開催について

県内企業の「女性の活躍推進」及び「ワーク・ライフ・バランスの促進」を目的に、企業経営者、労務管理担当者などを対象とした「女性の活躍推進トップセミナー」を、11月に県内5圏域で開催することとなりました。

地域人材の不足が懸念される中、女性の活躍推進に向けた取組み促進は、人材確保、業績向上に効果的な経営戦略であるとの考えのもと、今回のセミナーでは、地元の『岐阜県子育て支援エクセレント企業』も講師に招き、女性の活躍推進に向けた実践的な取組みを学びます。

- ◆主催 岐阜県（子ども・女性局）
- ◆事業名 女性の活躍推進トップセミナー
- ◆日時など 11月 9日（月）13:30～15:30 長良川国際会議場
11月 13日（金）13:30～15:30 飛騨・世界生活文化センター
11月 16日（月）13:30～15:30 アピセ・関
11月 24日（火）13:30～15:30 中津川商工会議所
11月 25日（水）13:30～15:30 ソフトピアジャパン

- ◆講師
(1) (株)東経経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス推進部長 宮原 淳二 氏
(2) 岐阜県子育て支援エクセレント企業

- ◆入場料 無料
- ◆定員 各50名
- ◆申込・問合せ Dear ぎふジョ/プロジェクト事務局
Tel:058-248-5611 FAX:058-248-7775

★★

2. 「モノづくり現場カイゼン力強化研修会（発展講座）」参加者募集について

製造現場における作業工程の見直し活動、いわゆる「カイゼン」には、活動を推進するカイゼン担当者や管理者のスキルアップが重要です。このたび、「カイゼンを実習形式で学んでみたい」というご意見にお応えし、「発展的講座」として実習形式のカイゼン講座を開催します。

- ◆日時
平成28年2月3日（水）、4日（木）、10日（水）、12日（金）、17日（水）、18日（木）
※各日13：00から17：00

- ◆場 所 株式会社GPSトレーニングセンター
(各務原市各務西町4丁目303番地5コパン各務原6階)
- ◆定 員 20名(先着順)
- ◆参加費 38,000円/人
- ◆申込期限 平成28年1月18日(月)まで
- ◆申込方法 下記ホームページの「申込フォーム」からお申込みいただくか、「受講申込書」をダウンロードして必要事項をご記入の上、FAXにて下記申込先までお申し込みください。
URL : <http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2015110201/index.asp>
- ◆申込・問合せ先 (公財)岐阜県産業経済振興センター 産業振興部振興課
TEL:058-277-1079 FAX:058-273-6951
email : t-shinoda@gpc-gifu.or.jp

★★
3. 「総合労働相談所」、「労働紛争解決センター」のご利用について

○総合労働相談所

当所では、職場のトラブルや労働問題など、人事労務管理全般について、労働者、経営者の方々からご相談をお受けします。経験豊かな社会保険労務士が秘密厳守で対応し、無料(電話相談・対面相談いずれも)で行っています。

- ◆相談日・時間帯 平日AM9:00~PM5:00

○社労士会労働紛争解決センター岐阜

経験者と個々の労働者の間で発生するトラブル(個別労働関係紛争)において、当事者双方の話し合いによる「あっせん」という手続きで、円満な解決を図ります。特定社会保険労務士の専門知識を活用し、簡単な手続きで、迅速・円満・公平に解決する事を目的としており、労使双方から、無料で申立てできます。

- ◆問合せ先(両所とも) 岐阜県社会保険労務士会 TEL:058(272)2470

★★
4. 中皮腫や肺がんなどの石綿による疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、又は亡くなられた場合、それが労働者として石綿ばく露作業に従事したことが原因であると認められた場合には、労災保険法や石綿救済法により各種の保険給付が受けられます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

厚生労働省では、毎年、石綿関連疾患認定事業場名などを公表しており、中皮腫や肺がんなどで労災認定された事業場において過去に就労され、中皮腫や肺がんなどを発症し、又は亡くなられた場合、労災保険給付などの支給対象となる可能性がありますので、先ずは、お気軽に岐阜労働局又

は最寄りの労働基準監督署に御相談ください。

なお、制度の御案内は厚生労働省HPでもご覧になれます。

厚生労働省HPの御案内

※※ 石綿による疾病の認定基準の詳細 ※※

「石綿による疾病の認定基準」の詳しい内容は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) のトップページから、次のとおりお進みください。

(左上) テーマ別に探す>雇用・労働の中から労働基準>(スクロール) 施策情報の中から労災補償>アスベスト(石綿) 情報はこちら>その他資料>パンフレットなど>パンフレット一覧の下から7番目「石綿による疾病の認定基準」を選択

◆問合先 Tel:058-245-8105 FAX:058-240-8901

担当者：岐阜労働局労働基準部労災補償課

労災管理調整官 鈴木 英夫

★★

***** メールマガジンの配信中止・アドレス変更 *****

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。